

# 豊明市新エネルギー推進委員会

## 設置要綱

### (設置)

第1条 地球温暖化等の環境問題に対処するため、化石燃料の代替エネルギー源として太陽光その他の再生可能エネルギー（以下、「新エネルギー」という。）の利活用を検討し、地域のエネルギーの自立性と低炭素化を促進することを目的として、豊明市新エネルギー推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 新エネルギーの利活用に関すること
- (2) 市民に対する新エネルギーの啓発及び推進に関すること
- (3) その他新エネルギーの導入に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は防げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員の互選とする。副委員長は、委員の中から委員長が指名し委員会に諮って選任する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、経済建設部環境課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 委員名簿

職名	氏名	所属団体	備考
委員長	井内 尚樹	学校法人 名城大学 経済学部 教授	学識経験者
副委員長	鈴木 健次	独立行政法人国立高等専門学校機構 豊田工業高等専門学校 建築学科 教授	学識経験者
委員	伊藤 裕	豊明市商工会 幹部理事	各種団体代表者
	大澤 眞知子	豊明市連合婦人会 会長	各種団体代表者
	久野 博足	豊明市区長連合会 勅使台区長	各種団体代表者
	後藤 貴浩	社団法人 豊明青年会議所 理事長	各種団体代表者
	似内 信彦	NPO 法人 環境研究所豊明 副理事長	各種団体代表者
	野村 和広	あいち尾東農業協同組合 豊明支店 基幹支店長	各種団体代表者
	草野 裕子	—	市民公募
	松下 佳穂里	—	市民公募
	飯沼 克己	愛知県環境部 大気環境課 地球温暖化対策室 室長	行政関係者
	石川 順一	豊明市市民生活部 部長	行政関係者
	津田 潔	豊明市教育委員会 教育部長	行政関係者

## 開催経過

回	開催日	議事
第1回	平成25年6月3日(水) 10:00~12:00	(1) 公共施設屋根貸し事業の方針 (2) 新エネルギー推進計画
第2回	平成25年7月3日(水) 10:00~12:00	(1) 公共施設屋根貸し事業の答申 (2) 屋根貸し事業者決定審査会の設置 (3) 新エネルギー推進計画
第3回	平成25年9月11日(水) 10:00~12:00	(1) 太陽光屋根貸し事業の進捗状況 (2) 新エネルギー推進計画の考え方 (3) 創エネ・省エネ推進プロジェクト
第4回	平成25年11月13日(水) 10:00~12:00	(1) 太陽光屋根貸し事業の進捗状況 (2) 豊明市新エネルギー推進計画(素案)
第5回	平成26年2月7日(金) 10:00~12:00	(1) 太陽光屋根貸し事業の進捗状況 (2) 豊明市新エネルギー推進計画